

硫黄酸化物の総量規制に係る計算表

(1) 施設明細表

番号	施設名 (項番号) (設置年月日)	① 原燃料 の種類	② イウ分 (%)	③ 比重	定格運転時		通常運転時		⑥ 換算 係数	⑨ 定格使用量の重油換算量		⑩ 通常使用量の 重油換算量	⑪ 備考 (脱硫効率等)
					④ 定格使用量 (kL/h, Nm ³ /h)	⑤ 排出SO _x 量 (Nm ³ /h)	④ 通常使用量 (kL/h, Nm ³ /h)	⑤ 排出SO _x 量 (Nm ³ /h)		W (kL/h)	Wi (kL/h)	W' (kL/h)	
	計	/	⑫	/	⑬	/	⑭	/	⑮	⑯	⑰		

(2) 工場全体のSO_x排出量適合表

SO_x排出量 ≤ SO_x許容排出量 でなければなりません。

	W (kL/h)	Wi (kL/h)	SO _x 許容排出量 (Nm ³ /h)	SO _x 排出量 (Nm ³ /h)
定格運転時	⑮	⑯	Q ⑱	⑬
通常運転時	⑰	/	Q' ⑲	⑭

※燃料使用基準について

WとWiの合計が0.3kL/h未満の場合には硫黄酸化物の排出量による総量規制は適用されません。

その代わりに下記の燃料使用基準が適用されます。

(W+Wi) < 0.3 の場合	使用する燃料の硫黄分が 0.66%以下であること
------------------	-----------------------------

※別紙1 記入要領

- ① 1つの施設で原料と燃料を使用する場合は、2段にわたって記入してください。
- ⑤ 排出量SOx量は、理論値を記入してください。
【液体燃料の場合】
排出量SOx量(Nm³/h) = (使用量 kL/h) × (比重) × (S分%) × 7 × (100-脱硫効率%) / 100
- ⑦ 【固体燃料の場合】
排出量SOx量(Nm³/h) = (使用量 ton/h) × (S分%) × 7 × (100-脱硫効率%) / 100
- 【気体燃料の場合】
排出量SOx量(Nm³/h) = (使用量 Nm³/h) / 103 × (S分%) × 7 × (100-脱硫効率%) / 100

換算係数は、次表を参照してください。(根拠:平成3年1月29日 兵庫県告示第140号 別表1、別表2)

1. 原料の重油への換算

原料の種類	原料の量	重油の量
鉄の精錬の用に供する焼結炉及びペレット焼成炉において用いられる鉄鉱石	1 ton	0.2 kL
石油ガス洗浄装置に附属する硫黄回収装置により回収される硫黄		2.5 kL
石油の精製の用に供する流動接触分解装置に投入される石油		0.04 kL
ガラスの製造の用に供する溶融炉において用いられる芒硝		33.8 kL
ガラスの製造の用に供する溶融炉において用いられる黄鉄鉱		75.0 kL
硫酸の製造の用ぶ供する原料ガスに含まれる硫黄		1 kL
廃棄物焼却炉で焼却される焼却物		0.45 kL
その他原料		当該原料の処理に伴い平均的に発生する硫黄酸化物の量に相当する量の硫黄酸化物を燃焼に伴い発生する重油量(S分0.6%、比重0.9)

2. 燃料の重油への換算

燃料の種類	燃料の量	重油の量
原油	1 kL	0.95 kL
ナフサ		0.90 kL
軽油		0.95 kL
灯油		0.90 kL
黒液		0.50 kL
コークス炉ガス	1000 Nm ³	0.46 kL
高炉ガス		0.08 kL
転炉ガス		0.19 kL
オフガス		0.45 kL

⑧

燃料の種類	燃料の量	重油の量
都市ガス(6C)	1000 Nm ³	0.45 kL
都市ガス(13A)		1.075 kL
リッチガス		0.63 kL
製油所ガス	1 ton	0.85 kL
石炭		0.70 kL
コークス		0.80 kL
LPG		1.20 kL
LNG		1.30 kL
ナフサ分解ガス		1.0 kL
その他の燃料	1kL(固体燃料又は気体燃料にあつては1ton)	当該燃料の発熱量に相当する発熱量を有する重油量(発熱量は10,000kcal/kL)

⑪ 脱硫装置があれば、その種類、名称型式及び脱硫効率を記入してください。

⑫ 液体燃料のみを使用する施設についてのみ、⑫に加重平均S分を記入してください。

⑬ ⑤の合計を⑬に、⑦の合計を⑭に記入してください。

⑮

施設名	設置時期
下記条件の施設の1時間当たりの燃料・原料の定格使用量の重油換算量を記入してください。	
ばい煙発生施設	昭和51年9月30日以前に設置されたもの
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で重油換算50L/h以上)	昭和60年9月9日以前に設置工事に着手されたもの
ガスタービン・ディーゼル機関 (発電機に接続するものを除く)	昭和63年1月31日以前に設置工事に着手されたもの
ガス機関・ガソリン機関	平成3年1月31日以前に設置工事に着手されたもの

⑯

施設名	設置時期
下記条件の施設の1時間当たりの燃料・原料の定格使用量の重油換算量を記入してください。	
ばい煙発生施設	昭和51年10月1日以降に設置されたもの
小型ボイラー (伝熱面積10m ² 未満で重油換算50L/h以上)	昭和60年9月10日以降に設置工事に着手されたもの
ガスタービン・ディーゼル機関 (発電機に接続するものを除く)	昭和63年2月1日以降に設置工事に着手されたもの
ガス機関・ガソリン機関	平成3年2月1日以降に設置工事に着手されたもの

⑰ 次ページ記入例に記載しています。